

平成 22 年度国民健康保険の税率を改正しました

本町の国民健康保険(国保)財政は、景気低迷などによる被保険者の所得の減少に加え、介護納付金や後期高齢者支援金などの支払いのほか、高齢化による医療費の増加を主な要因として危機的な状況にあります。このため、財源の不足分を一般会計からの繰り入れで補っています。

これは、国保会計は特別会計であることから、独立採算が原則ですが、国保加入者のみでは賅いきれず、結果として全町民の皆さまから国保の保険税を負担してもらっていることとなります。

このことから平成 21 年度では、広報により国保の厳しい現状を 6 回シリーズで町民の皆さまにお知らせし、さらに、財政の健全化を目的に国保税の所得割と賦課限度額両方の引き上げを検討していることをまちづくり懇談会やふるさと懇談会などで説明し、皆さまのご意見をうかがいました。

皆さまから出された意見は①所得割と賦課限度額の引き上げは仕方がない②引き上げは反対③賦課限度額だけは引き上げて仕方がない、の 3 点に分かれました。

皆さまからの貴重なご意見をもとに改正内容を検討した結果、平成 22 年度の国保税の税率改正は賦課限度額の引き上げのみとして、5 月 7 日の第 2 回臨時町議会に提案し賛成多数で可決されました。

改正内容は下の表のとおりです。

今後も国保財政は、厳しい財政運営が予想されることから、一般会計からの繰り入れが続くこととなりますが、国保税率の改正については、今後の医療費の状況や廃止が予定されている後期高齢者医療制度の行方などを見ながら対応していきたいと思っておりますのでご理解をお願いします。

国保税の改正内容(賦課限度額)			
区分	改正後	改正前	
基礎	50 万円	47 万円	
後期高齢者支援金等	13 万円	12 万円	
介護納付金	10 万円	10 万円	
計	73 万円	69 万円	

国保税の納付書を発送

平成 22 年度国保税の納付書の発送は、6 月 10 日(木)を予定しています。納期内納入にご協力をお願いします。

福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番)

「札幌くんねっぷ会の総会に参加しませんか」

札幌くんねっぷ会(坂井輝幸会長)では、7 月 31 日(土)に札幌市内の全日空ホテルで平成 22 年度総会を開きます。会員のほか、訓子府町からの参加も呼びかけています。

会費は、一人 5,000 円で、会費や旅費・宿泊代は参加者のご負担となります。参加希望の方は、役場総務課庶務係までご連絡ください。

昨年の総会は、会員約 50 人が参加したほか、訓子府町から、菊池町長、橋本町議会議長や商工会、農業関係者らも出席し、訓子府町の近況報告が行われるなど、交流を深めました。

■問合せ 総務課庶務係 (☎ 47-2112 役場 2 階 窓口 10 番)

平成 22 年度から後期高齢者医療の保険料が変わりました

後期高齢者医療制度の被保険者の方にお支払いいただく平成 22・23 年度の保険料は、次のとおりとなります。なお、個別の保険料については、平成 21 年中の所得を基に計算し、お支払い方法とともに 7 月にお知らせします。

均等割 【一人当たりの額】 44,192 円	+	所得割 【加入者の所得に応じた額】 (平成 21 年中の所得 - 33 万円) × 10.28%	=	1 年間の 保 険 料 【限度額 50 万円】 (100 円未満切り捨て)
-------------------------------------	---	--	---	--

保険料は、すべての被保険者の方に負担していただくもので、被保険者が等しく負担する「均等割額」と所得額に応じて負担する「所得割額」の 2 本立てとなっており、その合計額が 1 年間の保険料となります。従って、所得額が 33 万円以下の場合は、均等割額のみが 1 年間の保険料となります。

保険料の軽減

①均等割の軽減～所得に応じて、均等割 4 万 4,192 円が次のとおり軽減されます。

※軽減は加入者と世帯主の所得の合計が、判定の対象となります。また、加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前(年額)	軽減後(年額)
33 万円かつ加入者全員が年金収入 80 万円以下で他の所得がない	9 割軽減	44,192 円	4,400 円
33 万円以下	8.5 割軽減	44,192 円	6,628 円
33 万円 + (24 万 5,000 円 × 世帯主以外の加入者数) ●単身世帯は該当しません	5 割軽減	44,192 円	22,096 円
33 万円 + (35 万円 × 世帯の加入者数)	2 割軽減	44,192 円	35,353 円

※保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算後に 100 円未満を切り捨てます。

②所得割の軽減～加入者個人の所得で判定します。

前年の所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方は、所得割が 5 割軽減されます。

例) 年金収入 180 万円の場合

●軽減判定⇒ 180 万円 - 120 万円(公的年金等控除) - 33 万円(基礎控除) = 27 万円(軽減に該当)

●所得割額⇒ 27 万円 × 10.28% × 5 割 = 1 万 3,878 円(年間保険料のうち所得割分)

③被用者保険の被扶養者だった方の保険料の軽減

この制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず均等割が 9 割軽減となります。

※被用者保険とは＝全国健康保険協会管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

■問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011-290-5601)
福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番)